

中世前期の「散所」と給免田

—— 召次・雑色・駕輿丁を中心に ——

網野善彦

【要約】これまで「散所」といえば、すぐに卑賤視と結びつけて考えるのが普通であった。これに対する批判・反省は、すでにいくつかの論稿として現われているが、この見方は依然として通説の地位を失っていない。しかし中世前期の散所召次・散所雑色・駕輿丁は、大番舎人と同じく、給免田畠・在家を与えられており、散所神人・散所法師の場合も、また基本的にはこれと同様だったと思われる。たしかにこれらの人々は、一方で非農業的な生業に従事しているが、給免田を保証されたことは一個の特権であり、事実、召次・雑色・駕輿丁等は御家人クラスの人々すらふくんできた。それ故、中世前期に「散所」を冠して呼ばれることは、それ自体としては卑賤視となんの関係もなかったのである。このような給免田制と名田制とは、荘園公領制の二本の柱であり、前者には「職人」、後者には「平民百姓」が対応し、中世の社会的分業に基づく二大身分をなしており、前掲の人々もこの意味で「職人」であった。中世後期以降、「散所」の語に卑賤視が入ってくる事実は、このことを前提としたうえで、日本の社会構造の大きな転換のなかにおいて、あらためて考え直してみる必要がある。

史林 五九卷一号 一九七六年一月

序

「散所」が被差別部落形成史の上で注目されるようになったのは、決して新しいことではない。古く江戸時代には本居内遠が、近代に入ってからには柳田国男・喜田貞吉などの諸氏が、この角度から「散所」をとりあげたのをはじめ、戦前、森末義彰氏・西岡虎之助氏の実証的な論稿も発表されており、その輪郭はある程度まで明らかになっていたのである。^①

しかし「散所」を中世賤民の基本的な存在形態と規定し、それを中核にすえて、被差別部落史のみならず、中世史の全

映像を構想したのは、いうまでもなく林屋辰三郎氏であった。一九五四年に発表された画期的な論稿「散所——その発生と展開」^②において、氏は「散所と河原とは古代における人間の身分的差別が、中世に至って地域的表現をとったもので、それこそが「部落史の序章」となるべきだと強調する。そして「散所」と荘園は「中世における領有の二つの形態」で、「散所」は「土地からの地子物を免除して」「住民の身柄ぐるみの隸属を強制するという形態」であったこと、また「散所民は商人・職人の源流をなし、散所的領有がやがて「座」商業を形成する前提」となったことを主張したのである。楠木正成を「散所长者」とする試論を含むこの林屋氏の論稿は、その鋭い洞察力によって、ことの本質に強い光をあてたものであり、それだけに、戦後の被差別部落史、さらには商工業史に決定的な影響を与えた。戦前の都市研究を背景に、戦後、この分野で多くのすぐれた労作を発表された原田伴彦氏の主張も、林屋説と深く関連しつつ形成されたものと思われる^③。そして、中世の商工業者を本来的に賤民的な身分とみて、「座」の発展に伴なうそこからの解放が商工業発展の方向とする原田氏の説は、林屋氏の説と共鳴しつつ、現在にいたるまで、被差別部落形成史の基調をなしているといっても過言ではなからう。

しかし、林屋氏の主張に対する疑問や批判が全くなかったわけではない。渡辺広氏は早くも一九五六年に、「散所」の語義は「本に対する散所」であって、「最初から地子物の運上を予定せぬ地域」「荘園の一部」に存在する「地子(租税)を免除された特定の地域」を散所とみることを疑問とし、「散所本来の意味は賤民ではなかった」と主張している^④。また横井清氏も、一九六二年、「部落史研究は、たしかに一つの段階を終了した」(傍点横井氏)と明言され、「散所民といわれれば、たんに隸属なることを連想する」ような発想、「かれらがすべて徹底的な差別・賤視をこうむった」という「ごく安易」なうけとり方に対する反省の必要を強調し、「中世封建社会における諸関係のなかで保護をうけることと特権を認許されることとの持つ意味を、「散所」という歴史的な環境のなかで明らかにし直してみなくてはならない」とのべている^⑤。この横井氏の提言は、十余年後の現在においても、まことに的確であり、「散所」の研究はこの視角で進めら

れたとき、はじめて林屋氏の洞察を深化・発展させ、真に新たな視野をひらきうるのではないかと考えるが、しかしその後の研究は必ずしもすぐにこの提言を結実させるにはいたらなかったのである。

そしてようやく一九六九年、脇田晴子氏がその著書『日本中世商業発達史の研究』のなかで、「散所」について詳細に論究されたのが契機となつて、「散所」をめぐる論議がにわかには活発化し、研究は明らかに新しい段階に入った。脇田氏はそこで、散所とは本所に対する散在の「所」である、と規定する。そのうえで、その「所」に属する「従属奉仕集団」それ自体が、散在所領として「散所」ととらえられたとべており、そうした第一次の散所に属した人々は必ずしもすべてが卑賤視されたわけではなく、その後の発展のなかで、多くの人々が土地との結合を強めていったのに対し、土地に対する権利をもちえなかつた人々——狩猟民、漁撈民、商工業者、芸能民等々の非農業民、土地をもたぬ農民たちが、第二次的散所として、卑賤視の対象となつたと主張した。

この脇田氏の見解には、一面、なお林屋説の影響をうかがうことができるが、散所の語義の理解についても、その存在形態についても、林屋氏の見解と異なる視野をひらいており、おのずとこれを契機として、両氏の応酬が行われることとなった。林屋氏が脇田氏の「散在所」説を批判して、「散所」と雑色・召次を分けて考えることを誤りとし、散所民の非農業的性格を強調するのは、卑賤視の職業起源説につながると警告したのに対し、脇田氏も多くの史料を提示して自説を補強しつつ、これに反論^⑨、一步もひかぬ姿勢を示したのである。この論争自体はいまも結着がつかないといえない、と私は思うが、他方、これと並行して、林屋氏とも、脇田氏とも異なる視角から散所を論じた丹生谷哲一氏の二篇の論稿が発表され、論議はさらに一段と具体的な展開をみせるにいたつた。^⑩

丹生谷氏は第一の論稿「散所発生の歴史的意義」において、散所は本所に対応するもので、浮浪賤民層ととくに関係なく、むしろ令制中下級官人層再編の問題としてとらえるべきだと主張し、散所と六衛府の制との関連に注目している。そして第二の論稿「散所の形成過程について」^⑪では、「散所」を冠してよばれる階層——隨身、楽人、召次、雑色、衛士、

法師、神人、声聞師、陰陽師等々に目を向け、これらの人々がいずれも律令官職制における中下級官人層、広義の舍人層につながり、就中、天皇に職能的に近侍・伺候する人々、超越的な天皇の私的官人ともいうべき人々だったと指摘したのである。

これはきわめて注目すべき指摘だと私は考える。さきの横井氏の提言を生かし、林屋氏と脇田氏の論争を發展させうる道が、ここにはじめて本当にひらかれたということができよう。しかも、この丹生谷氏の論稿につづいて、権門と隨身・召次・雑色の関係、さらに散所との関連を豊富な史料によって追究された中原俊章氏の力作「中世隨身の存在形態——隨身家下毛野氏を中心として」^⑮が発表されており、研究を飛躍的に前進させるための基礎も、着実に築かれつつある。

だがしかし、こうした多くの労作の出現にも拘らず、「散所」に関する残された未解決の問題は、なお少なからず存在しているといわなくてはならない。散所雑色・散所召次等々の人々は、脇田氏のいわれたように、果してそれ自体「所領」として扱われたのであろうか。中原氏は隨身下毛野氏の所領について、言及されているが、雑色・召次自身の「所領」はなかったであろうか。また、林屋氏のように、「散所」を特定の土地と考えた場合にしても、果してそれは本当に「不課の地」だったのであろうか。たとえ「不課」であったとしても、氏のいわれるように、散所民のきびしい人身的隷属性からくる「不課」、あるいは河原等に準ずる意味での「不課」だったのであろうか。これらの問題は、丹生谷、中原両氏の労作にもとづいて、あらためて考え直してみる必要がある。

さらにまた、散所が河川等の交通の要衝に分布するという林屋氏の指摘、散所民のなかには非農業民が多かったという脇田氏の主張と、「散所」を冠する人々が天皇・院・撰闕家に近侍する中下級官人だったとする丹生谷、中原両氏の説とは、一体どのように関連してくるのか。そこに、別稿でふれた、天皇と供御人・作手——非農業民の関係につながる問題^⑯が伏在していることは明らかであろうが、これらの問題を統一的にとらえる視点が確立されなくてはならない。

そして、こうした事実と、中世後期以降、散所・河原者が次第にある種の卑賤視の対象になったという事実とを、総体

的にとらえるためには、どのような観点が必要なのか。それはすでに十数年前、横井氏が鋭く指摘された、現在の被差別部落史の盲点ともいべき保護と賤視、特権と差別の問題を解かなくては、解決し難い問題であろう。¹⁵⁾ いまこのような大きな問題のすべてにふれることは到底力に余るが、主として散所雑色・散所召次の給免田の問題を中心にすえ、その実態を考えることによって、多少なりとも問題の本質に近づいてみたい。

- ① 盛田嘉徳氏『中世賤民と雑芸能の研究』（雄山閣刊）第一部第三章「散所に関する研究の変遷」に、散所の研究史は略述されている。
- ② 『古代國家の解体』Ⅳ第二。同書第三「山椒大夫」の原像も散所長者にふれたすぐれた論稿である。
- ③ 戦前「中世における都市の研究」（講談社刊）を刊行された当時の原田氏は、西欧の自由都市との対比において、日本の中世都市のあり方を具体的にとらえようとしている。その観点は一九五〇年代前半までの論稿にも貫ぬかれているが、五〇年代後半に入ると、原田氏の中世都市研究の視点に、被差別部落の問題がはっきりと入ってくる。「近世都市と身分制度」（一九五五年）、「中世賤民の一考察」（一九五六年）（いずれも『日本封建都市研究』東大出版会刊、所収）は、そうした観点からの力作であり、林屋氏の説との深い因連をうかがわせる。
- ④ 前註「中世賤民の一考察」参照。
- ⑤ 『未解放部落の史的研究』（吉川弘文館刊）第二章、第三「散所のことなど」。
- ⑥ 「中世における卑賤視の展開とその条件」（『中世民衆の生活文化』

一 散所召次について

中世、院に伺候して雑事に従った召次に、御壺召次（京召次）と散所召次（田舎召次）があり、近衛隨身が召次長としてこれを統轄していたことは、すでに森末、丹生谷、中原の諸氏によって詳細に究明されており、¹⁶⁾ いまとくにそれにつけ加え

- 東大出版会刊、所収）
- ⑦ 『日本中世商業発達史の研究』（御茶の水書房刊）第二章第二節。
- ⑧ 「散所——その後の考説」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収）。
- ⑨ 「散所の成立をめぐって——林屋辰三郎氏の反批判にこたえる」（『日本史研究』一一三号）。
- ⑩ この間、井上満郎氏「散所——その語源について」（『日本史研究』一一四号）も発表されている。
- ⑪ 『日本歴史』二六八号。
- ⑫ 『日本史研究』一一二一号。
- ⑬ 『ヒストリア』六七号。
- ⑭ 拙稿「中世における天皇支配権の一考察」（『史学雑誌』八一—八）。
- ⑮ 川嶋将生氏「中世声聞師の一考察」（『日本史研究』一〇二号）、浅香山木氏「阿波忌部と御衣御殿人」（『石川工業高等専門学校紀要』第三六号）も、それぞれの視角からこの問題に迫っている。

るべきことはいない。しかし、康和五年（一一〇三）当時、京・田舎あわせて八百九十九人、散所召次のみで六百三十五人を数えた召次^②に対する給付、その経済的な基礎については、これまでの論稿でもなおほとんど言及されていない。それ故、ここではまず、召次の給免田について管見に入った限りの事例をあげ、その点を追究してみたい。

高野山天野社領和泉国近木荘の「正応五年近木庄領家方正検田目録案」に記載された、内膳給、櫛造給、御酢免などの給免田が、国衙領近木郷以来のものであることについては、別稿でしばしばふれたが、そのなかに、「召次給參拾肆町伍段」があり、別に「召次雜免拾壹町」を見出すことができる。また大分時代は降るが、応永二十九年（二四二二）十月、「近木庄領家方散用状案」^⑤には、地頭方の田地も書上げられており、そこにも「召次給十二町八反小四十歩」が記されている。この散用状に記載された領家方の各種給免田は、さきの正応五年（二二九二）のそれとほぼ同様なので、地頭方の場合も領家方と同じく、国衙領以来の給田とみてよからう。とすると、国衙領近木郷には、本来、四十七町三反小四十歩の召次給田と、十一町の召次雜免田が存在したことになる。

また、建久九年（一一九八）六月、召次の訴えを却け、馬庭村領光源光賢の下知に従い、加地子以下雜公事を勤仕せしめた後鳥羽院序下文案^⑥には、つぎのような在庁勤状が引かれている。

件馬庭村者、往古全非召次之名田、即光賢相伝之私領也、但為光賢先祖之沙汰、為募權勢、立召次二名、所謂恒則・久則是也、其後亦一名相加、有恒也、以上三名分給田三町者、以馬庭作田之内、令引募畢、當国之習、雖為權門寄人・諸社神人、請作人領之日、至領主雜事者、無懈怠令勤仕、是例也

下文は給田三町を除いて、さきの命を下しているのであるが、この史料によって、召次給を中核とする召次名がいかにして設定されたかを、ある程度明らかにすることができる。さきの近木荘の給田と雜免田との関係も、恐らくはこの召次給と召次名とのそれに准じて考えることができよう。

そして、建長元年（一一四九）六月二十八日「和泉国木嶋郷土生度田教注文案」^⑦にも、「召次給一丁」が記されている点を

あわせ考えれば、和泉国には、ほぼ一人一町を基準とするかなりの田数の召次給と、召次雑免田ないし召次名田が諸郷に散在していたものと思われる。

同様に、近江国にも、例えば嘉慶二年（一三八八）十月十一日、後円融上皇院宣にみえる「近江国浅井召次領并番代」^⑧などから察せられるように、召次の給免田が諸郡にわたって散在設定されていた。

さきごろ福田栄次郎氏は「近江日吉神社文書」の内容を紹介しつつ、室町期の山門領荘園の様相を論述した興味深い論稿「山門領近江国富永荘の研究」^⑨を発表された。そのなかで福田氏は、室町期の富永荘が「庄之田地」と、「聖供米」を免除された「召次之下地」とに大別されており、雨森堀入道という「土豪」が召次と号して「庄の下地」を違乱したという注目すべき事実を紹介するとともに、富永荘はその西南に位置する丁野郷と、応永七年（一四〇〇）以降、高時川の用水をめぐる争ったとのべている。

一方、それから百五十年を遡って、鎌倉中期、『経俊卿記』建長八年（一二五六）八月十四日条、及び正嘉元年（一二五七）四月十九日条の奏事目録には、法勝寺領丁野保の召次が狼藉し、実検のために院庁の使が遣わされたという記事が見られる。大分時期は隔っているとはいえ、この二つの事実をあわせ考えれば、伊香郡の富永荘、丁野保に、早くから召次の給免田が存在していたことは間違いないといえよう。

『葉黄記』寛元四年九月八日条の左の記事は、このことをさらに裏づけている。

重時朝臣送使者源家、近江国伊香郡召次案主職事、政恒法師依為関東家人執申之、早可奏之由返答了、十四日申事由、遣院宣了

これによって、伊香郡召次、あるいは召次領の管理の一端を担う案主職が存在し、六波羅探題北条重時の推挙によって、関東御家人がこの職に補されようとしている事実が判明する。これは伊香郡の召次の実態を物語っているだけでなく、きわめて注目すべきことといわなくてはならない。散所召次は賤視されているどころではない。鎌倉期には関東御家人がその案主職になることを望み、室町期にも、「土豪」といわれるほどの人が、自ら「召次」と称してはばからなかったので

ある。

このような召次の給免田が設定されたのは、和泉国馬庭村の例も物語っているように、おそくとも平安末期までは遡ることができ。長寛二年（一一六四）九月廿五日、近江国に下った官宣旨は、感神院の日別御供料を便補した坂田北郡細江郷内の保田に対する、延暦寺西塔悪僧慶救の押領を停止したものであるが、そこに引用された感神院所司等解は、当初、大上郡内に立てられた保を坂田北郡に移した事情について、つぎのようにのべている。

件保難濟所当、動及闕如、因茲相尋他所之処、保延年中依有便宜、以散位源保之拜付、触国司欲立替当郡之刻、召次・大番等申云、自往古無指領主、自号開発由、不信用国司序宣之間、日別御供殆及牢籠之時、保司勝尊并所司等、烈參鳥羽院之陣、経奏聞之日、被下院宣云、日別御供者、殊勝之御祈也、雖召次・大番之領作、於三十町所当米者、無懈怠慥可弁濟之由、賜斤御下文畢、其後住人承伏、弁償御供。

この郷に、自ら「開発」と号する召次・大番舎人がいたことは、これによって明らかであるが、この召次・大番の「領作」する田地と、感神院の「保田」との関係は、文治三年（一一八七）十月十七日、後白河院庁下文によって、さらに明確に定められた。このとき、感神院社司等の要請によって、「召次等給田伍町玖段・大番給田参段小」を除く「細江郷内五条拾壹式兩里」の田地は、国司の入勸、勅院事、国役雑事等を停め、保田として日別御供の勤を専らにすることとなったのである。これは感神院領坂田保の確立を意味するとともに、召次・大番舎人の開発、領作した田地が給田として確定したことを示しており、ここから、われわれは給免田の成立過程の一端をうかがうことができる。

愛智郡の召次の場合も、恐らく事態は同じであったと思われる。ここには、長治三年（一一〇六）、院召次勾当成行という人がおり、日吉保の田堵として、日吉社及び愛智新宮の神事を勤仕しているが、鎌倉期に入ると、このような召次の「所領」は「召次保」の形をとるにいたったと思われる。『経俊卿記』文応元年（一二六〇）九月十五日条、左大弁宰相平成俊奏事目録に、

久則申、愛智郡召次保司事
仰、早可仰武家

とある点から、それを知りうるが、この久則はまた、同記、正嘉元年六月八日条の藏人平高輔奏事目録にも

姉小路中納言申、散所召次訴事

仰、江六法師破却神人殺害下手人住宅、不可有其科欵之由、可問答久則之旨、可仰

という形で登場する。これは同年五月八日、召次が江六法師による住宅破却を訴えたのに対し、五月十日、賀茂神人等がここにみられるような反論を加えたので、^⑬あらためて召次側の主張を久則に問うたものであり、この点からみても、久則が召次を統轄した人物だったことは間違いない。中原氏が指摘されたように、「久則とは秦久則、時に院隨身で左將曹であり召次長でもあった」人物である。^⑭久則自身が愛智郡召次保司だったかどうか、これだけではなお明らかとはいえないが、さきの案主職の場合と同様、ここでも問題が武家に關係している点には、注目しておく必要がある。

この愛智郡の召次領の実情は、多少降って、至徳元年（一三八四）から翌年にかけて行なわれた、吉田郷召次番米をめぐる院庁召次番頭国永と右將曹秦久弘の相論を通して、さらに具体的に知ることができる。^⑮これは久弘が、永徳二年（一三八二）及び翌年の二回にわたり、庁官盛秀を語らって院宣を謀作、番米を押妨しようとしたことから起こった事件であるが、このとき、番頭国永が申状に副えて進めた院宣・綸旨等のなかに、つぎのような文書が存在する。^⑯

（後筆）

〔油小路殿
日野大納言家 御奉行〕

院庁召次番頭国永名主助清申、近江国愛智郡是末・是安・吉友・久友等番米、地下名主百姓等抑留事、^{〔安徳〕}資重状^{〔副助清重〕}申状具書如此、子細見

状候欵、度々被仰下、院宣候了、于今無沙汰之条、太以不可然、為得分各別事云々、蔽密可被加下知、於難波之百姓等者、可被処

罪科之由、^{〔日野俊光〕}治部卿殿御奉行所候也、仍執達如件

〔正和三七廿二〕
七月廿二日

前考岐守行清

謹上 右將曹殿

これと同趣旨の院宣が、吉田定房の奉行によって、元応元年（一三一九）八月十二日に再度発せられているが、さきに番頭国永といわれたのは、実名ではなく、名の名前であったことを、この文書から知ることができる。是末以下も恐らく同様であろう。とすると、愛智郡の召次領は和泉国の場合と同様、いくつかの名に編成されており、それを統轄する番頭がいたこと、名主・召次自身は地下の名主・百姓から、番米を得分として収取していたことなるう。また宛所の右将曹が隨身秦氏の人だったことは間違いないが、^⑩前述してきたことから考えれば、この人は召次長としての資格だけでなく、愛智郡召次保司として、この院宣をうけていると考えることも可能である。

このように、吉田郷をはじめ、愛智郡の各所に散在する召次領は、延文二年（一三五七）、白子彦六の濫妨をうけるなどのこともあったが、永徳二年、さきの秦久弘の押妨によって、またもや相論の渦中におかれるにいたった。この相論自体は、至徳二年（一三八五）、使庁の裁定により、盛秀・久弘による文書謀作の罪が確定したが、ここに注目すべきは、久弘が謀作した院宣において、番頭国永が「壁塗男」といわれており、^⑪この院宣を奉行せずとのべた山科侍従の書状もまた「壁御大工与三左衛門尉」に宛てられている事実である。国永の実名は明らかでないが、この召次番頭はまぎれもない「壁塗」「壁大工」だったのである。こうした職人が召次になっている事実をどこまで一般化しうるかはなお問題であろうが、召次の性格を考えるうえで、これはきわめて重要なことといわなくてはならない。

このほか、文和三年（一三五四）二月廿八日、左衛門尉源某は、桑田召次保の下末次名主職を尼円妙に充行っている。^⑫これは丹波国の桑田郡であり、とすると、丹波国にも名で編成された召次保が存在し、とくにそれを桑田といっている点からみて、あるいはこの国の場合も、諸郡にわたって給田が存在していたのかしれない。

以上、なお多くの見落しはあろうが、散所（田舎）召次の給免田が和泉・近江あるいは丹波などの国々の各地に散在していたことを確認してきた。鎌倉期にはすでに名前の固定した名で編成された召次領・召次保、保司・案主による管理、地下の名主・百姓から番米を収取する召次、番に編成された召次を統轄する番頭、このようにのべてくると、だれしもすぐ

に、撰閑家大番舎人と大番領のことを想起するであろう。撰閑家大番領の実態については、すでに牧健二、清水三男、小島鉦作、渡辺澄夫等の諸氏によって、詳細に説明されているが、この院庁召次と召次領は、これと全く同じ、といつてよいほどに酷似している。前に掲げた長寛二年の官宣旨で「召次・大番」と並記されたのは、決して偶然ではない。

もちろん、召次の実態は大番舎人ほど詳しく明らかにすることはできない。例えば、近江の大番舎人の給免田は、「一人別、給田菟町・雑免田参町・在家四字」と均等であったが、召次の場合、ここまで細かくは確認できない。しかし和泉国の場合から推して、恐らくこれも同様に均等であったろう。また逆に、これまで舎人自身の「負担」と考えられてきた番米は、召次の実情からみて、「得分」と見る方が自然であり、番頭についても、これを「京番頭」とみるよりも、有力な名主^②召次が番頭になったと考える方がよからう。

そして、このように考えてくれば、いかに「散所」を冠してよばれていたとしても、中世前期、散所召次が卑賤視されたなどということは、全く不可能といわなくてはならない。大番舎人が名主級の人々であり、案主・保司といわれるほどの人々は関東御家人である場合が多いことは、すでに周知の事実であるが、召次の場合も、前述した通り、これと同様であった。召次領はたしかに「不課」という一面をもっているが、それは給免田なるが故であり、その年貢は番米として、召次自身の手中に入ったのである。また「散所」といわれているが、各地の召次領になにかの「所」があったとは考え難い。これはやはり、京御壺（本所）に対する田舎散所とみるべきであろう。

とはいえ注目すべきは、召次のなかに、さきあげた壁塗のような非農業民が存在したことである。これは大番舎人の場合にも共通する特質で、渡辺氏が指摘されたように、大番領は湖海に面した地に散在し、大番舎人は、本来、魚貝を貢進する贄人の系譜をひくものと考えられる。これは天皇・撰閑家に近侍した人々の性格を考えていくうえで、きわめて注目すべき事実といわなくてはならない。また、鎌倉後期以降、しばしば「悪党」といわれた畿内及びその周辺の武士団の性格も、この点を考慮にいれなくては理解できないであろう。

しかしそうした舎人・召次の非農業民的性格は、決して直ちに卑賤視に結びつくものではない。むしろ「壁御大工」といわれた召次の例が示しているように、それは特権を認められた「職人」的な側面からとらえられる必要がある。給免田を保証されていること自体、そのことを端的に物語っているといえよう。

こうした召次の性格は、御壺召次が室町・戦国期、「召次座」を結んで材木の商売を行ない、駕輿丁座とともに、商人として活動している事実からもうかがうことができる。御壺召次については、その存在形態、給付方式などを別個に追及する必要がある^⑩、また散所召次の室町期以降のあり方も、まだ明らかにしていない。しかし散所召次のなかに、恐らくそうした方向に進んでいた人々は、かなり多くいたのではなからうか。

ではしかし、同じく「散所」を冠して現われ、散所の代表的な例とされてきた雑色の場合はどうであろうか。召次に即してこれまでのべてきたことが、この場合もあてはまるかどうか、次節で考えてみたい。

- ① 森末義彰『中世の社寺と芸術』（目黒書房刊）第四篇「散所」、及び丹生谷、中原両氏前掲論稿参照。
- ② 『為房卿記』（部落問題研究所編『部落史に関する総合的研究』史料第三所収、以下『総合的研究』と略称する）。
- ③ 大日本古文書家わけ第一『高野山文書之六』又続宝簡集八十一、一四七三号。
- ④ 「荘園公領制の形成と構造」（体系日本史叢書6『土地制度史1』山川出版社刊、所収）。
- ⑤ 註③文書、一四七六号。
- ⑥ 「井手文書」（竹内理三編『鎌倉遺文』第二卷九八七号）。
- ⑦ 戸田芳実編『泉州久米田寺文書』（岸和田市刊）一〇号文書。
- ⑧ 大日本古文書家わけ第十九『醍醐寺文書之八』一八一八号。
- ⑨ 『駿台史学』三六号。
- ⑩ 竹内理三編『平安遺文』古文書編第七卷、三二一〇号（以下『平安遺文』と略す）。
- ⑪ 『経光卿記寛喜三年自四月十六日至四月二十九日巻紙背文書』。
- ⑫ 長治三年三月八日、日吉社交名注進状、年月日不詳、近江国愛智郡鴉供御人等解（『平安遺文』第四卷、一六五二、一六五三号）。
- ⑬ 『経俊卿記』同日条参照。
- ⑭ 中原氏前掲論稿、三七頁。
- ⑮ 『京都御所東山御文庫記録』甲七十一に、至徳元年後九月日、院序召次番頭国永申状并具書案、至徳二年六月十二日、諸官評定文があり、以下はそれによる。
- ⑯ 前註具書案。文書中にみえる資重は、『公衡公記』正和四年四月二十五日条に院序年預としてみえる安倍資重であろう。
- ⑰ 『公衡公記』正和四年四月十一日条に右将曹藤久友が新院御隨身として現われるが、この人ではあるまいか。
- ⑱ 註⑩具書案の中にみえる謀書とされた院宣案を左に掲げる。

近江国愛智召次領番米事、不被返付壁塗男、如元知行不可有相違之由、山科侍従殿御奉行所候也、仍執達如件

永徳二年十二月九日 左衛門尉景定奉

謹上 右将曹殿

⑮ 『大日本史料』第六編之十九、五五一頁、「京都帝國大学所蔵文書」地蔵院文書。この文書は、清田善樹氏の御教示によって知った。厚く謝意を表す。なお同文書には関連文書が若干点存在する。

⑯ 牧健二「撰関家大番役及び大番領の研究」(『史林』一七・三・四)、「撰関家の大番領と和泉国大島庄」(『歴史と地理』三〇―一・二・三)、小島鉦作「撰関家大番領としての撰津国猪名庄」(『歴史地理』六〇―四)、清水三男「撰関家大番界」(『日本中世の村落』所収)、渡辺澄夫「畿内庄園の基礎構造」下(吉川弘文館刊)第二編第一章。

⑰ 『平安遣文』の編者、及び牧健二氏はこれを「召次大番」と解しているが、前述したところから明らかなように、こう訂正すべきであらう。

⑱ 牧健二氏は註⑩の第一論文でこれを「庄家役」とし、渡辺氏も前掲書八頁で、「舎人の任務は、のちには番米の負担に転化する」と解しているが、これは誤解であらう。

⑳ 牧氏は番頭を専ら「京番頭」と考えられたが、これは渡辺氏前掲書二九頁以下の指摘の通りであらう。

㉑ 飯倉晴武「畿内在地領主の一考察」(『書陵部紀要』十五)で指摘されているように、和泉国御家人和田氏は「殿下雑免」、「殿下御方案主職」を相伝する大番舎人であった。また「経光卿記寛喜三年七月巻紙

背文書」文治三年二月一日、後白河院行下文案(前欠)に「可令催濟末寺庄園作人、号鳥與丁・御(補正)供御人・会賀庄宿直人・殿下大番舎人・散所舎人・東北院領部(補正)園住人、兼借武士感、致対捍仏聖灯油修理用途所当」とある点も参照する必要がある。「散所舎人」も存在したのである。

㉒ 前掲書、五六頁。

㉓ 拙著『蒙古襲来』(小学館刊、日本の歴史10)で、このような武士団を「職人」的武士団と規定したが、もとより「開発領主」的な面を備えていたとはいえ、中世前期の畿内及びその周辺の武士団は多少ともそうした性格をもっていた。

㉔ ここでいう「職人」については、前註拙著二六六頁以下参照。

㉕ 『京都御所東山御文庫記録』甲七十一、康正三年五月日、御壹召次申状、同甲七十、永正十四年七月日、召次菊千代重申状等参照。

㉖ 御壹召次の衣服料が最勝光院に宛てられていたのは「東寺百合文書」で明らかであるが、『東山御文庫記録』甲七十六、年月日不詳の注文によると、幸若、幸松、幸光、辰鶴、菊若、辰一、幸乙などの御壹召次衣服料が、それぞれ円勝寺、金剛心院、石清水八幡宮社務、同田中、得長寿院、最勝光院の負担となっている。なお、召次が幸若、彦鶴のような名前であった点は、『師守記』康永四年三月十六日条等参照。御壹召次の給付はこうした方式のみでなく、『吉統御記裏書』、御壹召次禅重申状によれば、禅重は河内國小高瀬上荘公文職半分を相伝している。この分野にも今後究明する必要がある問題が多い。

二 散所雑色(じさん)

平安末期から鎌倉初期、撰津国橘御園、長渚浜、猪名荘、水成瀬郷、草刈、山崎、山城国山科、桂、淀等々に根拠をお

く撰関家散所雑色については、すでに多くの人々によって、さまざまな視角から論じられている。例えば林屋氏は、前述したように、これらの地が水陸交通の要衝に位置する点に注目し、散所民がきびしい人身的隷属を強いられ、雑役を勤仕する一方、狩猟・漁撈等に携わり、のちには商人化していくことを強調するとともに、「不課の地」である散所こそ、部落史の原点ともいふべき地域であると指摘する^①。これに対し、脇田氏は林屋氏と同様、散所民の非農業的性格に注目するが、それは散所の第二次的な形態であり、農民的な人々をも含む本来の散所民のうち、土地と結びつきえなかった人々が、農業的な中世社会のなかで賤視の対象となったと論じている。そして散所とは土地をさすのではなく、散在の「所」に付属した人身的な隷属民集団そのものとみるのである^②。この両氏の見方は、いずれも事実の一面を正しくとえられているが、そのどちらの立場に立ってみても解釈のできぬ事例が存在する、と私は考える。

森末氏はさきの論稿で多くの散所の事例に言及されたが、そのうち、大庭散所については所在不明としている^③。しかしこの散所が、古くから掃部寮の支配下におかれていた河内国大庭御野のなかにあったことは、以下の史料によって明らかといえよう。

まず『経俊卿記』建長八年（一二五六）六月十三日条に、

先参院、以（頭御）如小路中納言奏条々、掃部寮申大庭料所雑色妨事、可尋（近衛兼経）申大殿之由、被仰下

という記事がみえ、同記、康元二年（一二五七）三月十六日条にも、

師光朝臣申、大庭散所雑色事

仰、重可申本所、不被究本家沙汰者、武家不可承引歟

と記されている。これは撰関家―近衛家経の支配下にある大庭散所雑色と、掃部寮―掃部頭中原師光との間に係争がおこっていることを示しているが、この事実を前提としたうえで、つぎの文書^④をみれば、事態はさらに明らかになるう。

関白家前太政大臣家政所下

掃部寮

可早任先例、弁濟所当以下雜事、停止引籠他名事

右、彼寮家解状云、当御野之内散所人者、雖不從□名所当、□紅花・月宛恒例之夫薦・名所当之運送等、自昔所勤也、而近年、本在家并本田畠之外、引籠他名、不随公役、未濟數巨石、并移花等勤、新儀之□、甚無謂、早彼年々未濟分、任員數可令究濟、自今以後、本在家・本田畠之外、不可引籠他名之由、欲仰下者、可早任先例、難濟所当已下物、停止引籠他名之状、散所雜色人等宜承知、不可違失、故下

安貞元年十二月 日

案主惟宗

别当左中弁平朝臣

大從

右中弁藤原朝臣

治部權少輔藤原朝臣

散位

この文書自体は写で、誤写や写し落しもあり、文意の通じないところもあるが、内容といい、加署した別当・家司とい、とくに矛盾はみられず、関白前太政大臣近衛家実家政所下文とみてよいのではなからうか。これが認められるならば、この下文は建長・康元の相論を遡った延長線上に位置づけることができるので、「当御野」は大庭御野、「散所雜色人」は大庭散所雜色とみて間違いなからう。大庭御野の田畠に関わる同じころの売券は「勝尾寺文書」に多数見出しているが、そこに負担として記された品目のなかに、畠地子、宿直米とともに「公役紅花」があり、「薦田」という田地が存在していることも、この文書の内容の真実性を別の面から裏づけている。とすると、この散所雜色は、御野の年貢課役の賦課されぬ「本在家・本田畠」、つまり給免在家、給免田畠を保持していただけてなく、御野の他の名田畠をも、自名に引籠めようとしていたことになる。

こうした散所雜色の動きは、建長・康元をこえて、建武四年（一三三七）にいたるまでつづいていた。この年七月二十五日、大炊権助中原師音に宛てて下った光厳上皇院宣は、掃部寮領河内国大庭御野内散所名の土民が、年貢を抑留し、勅裁

を叙用しないことについて炳誠を加え、寮家の管領を全うすべしと命じている。散所雑色の給免田は、このころまでに、「散所名」という形に固定しているのである。

大庭御野が文徳天皇の大室年中に設定されたという伝えをもち、恐らくは蓮作手のような商工民だったと思われる大庭御野供御人の根拠であったことは、すでに周知の通りである。とすれば、この御野に給免田をもつ散所雑色もまた、こうした非農業的な生業を一方で営んでいたと推測することは、十分な根拠をもっている。散所雑色が非農業民的性格をもつという林屋・脇田両氏の指摘は、この場合にもあてはまるのであるが、しかしその実態は、両氏の説とはかなりかけ離れたものといわなくてはならない。

さきの文書によって明らかのように、この散所雑色は「本在家・本田畠」のほかの名田については、御野に公役を弁じていたのである。たしかに、この給免田畠・在家には御野の課役は賦課されなかったが、さきの召次の例からみて、その年貢・雑役は雑色自身の手中に入ったと考えなくてはならない。少なくとも鎌倉・南北朝初期の時点では、「散所名」は決して「部落史の序章」たりうるような地域ではなく、散所雑色がその非農業民的性格から卑賤視されていた、とも到底考えられない。それどころか、散所雑色は撰閥家の威をかり、給免田畠を根拠として、たえず御野の田畠をとりこめようと試み、保証された「特権」を背景に、掃部寮領を威圧しつづけていたのである。

また、散所雑色は「土地と結びつきえなかった」わけでもない。たしかにこの散所雑色領が、人的な従属関係を通して成立した所領であったことは事実であるが、散所は決して隸属民集団―人間そのものではなく、雑色領―土地をさすと考えなくてはならない。そして雑色自身は給田免畠の年貢等を収取しつつ、散所名の名主としての地位を保ち、一方で非農業的な生業に従事していたのである。それ故、召次と同じく、彼等も「職人」的性格をそなえていたといえるであろう。

では、こうした大庭散所雑色の性格は、どこまで一般化しうるであろうか。「勝尾寺文書」には、大庭御野のすぐ近辺

ないと思われる。^⑮

これまでの研究につけ加えうることは以上でつきるが、私はこの二つの事例をもって、一般的な散所雑色の存在形態をおしはかることは、決して無理なことではないと考える。散所雑色も給免田を与えられ、散所領は名に編成されていたのである。とすれば、それは大番舍人・散所召次のあり方と、本質的には全く同じといわなくてはならない。実際、このように考えたときにはじめて、寛徳二年（一〇四五）、殿下散所雑色と号して東大寺に地子を納めなかつた撰津国水成瀬荘の田堵が、十二世紀に入って寺役を勤仕するようになったという事実を、整合的に理解することができる。これによって、彼等が散所雑色の地位を「放棄」したと考える必要は全くない。もとよりそこにいたるまでにはさまざまな経緯があつたとしても、彼等もまた大庭散所雑色のように、給免田を確保したうえで、東大寺領に属する名田畠については寺役を勤めていたとみればよいのであろう。恐らく彼等は山崎散所雑色として、中世もその地歩を保ち、その給免田畠は山崎散所（領）の一部となつたものと思われる。

そして散所雑色のあり方をこう考えれば、丹生谷氏が推定されたように、右衛門志、左兵衛志などの官途をもつ散所雑色が存在したことも、十分ありうることであらうし、^⑯『古今著聞集』の話で、下毛野武正が山崎を「所領」として与えられていること、のちには江州左散所、河内右散所が荘園と並ぶ所領単位として、下毛野氏に相伝されていることも、自然に理解しうる。散所とは「散所領」のことであり、まぎれもない「所領」だったのである。その意味で、巨視的にみれば被差別部落形成史と関わりがあることは事実としても、中世前期の散所を、これまでいわれてきたような根拠から、部落史の「序章」、あるいは「原点」とすることは、短絡的な誤り、と私は考える。^⑰また、散所雑色を非農業民なるが故に卑賤視されたともみることができない。大番舍人よりも地位は低かつたとはいへ、彼等は多少とも「特権」を保証された下級の官人ないし準官人であり、名田をもつ武士的な性格をそなえた人々とみることが事實に即している。

ただ、散所雑色と散所領（雑色領）の管理組織については、舍人・召次のように明らかにすることができない。とはいへ、

中原氏がすでに究明されたように、下毛野氏が雑色長として、散所領の保司―預所ともいべき立場を世襲していた事実①は確実であり、前掲の史料によって、それをさらに明瞭に裏づけることができる。これまで知られてきた淀左方・同右方、山崎だけではない。鎌倉中期、下毛野氏は草薙散所を知行し、大庭散所の文書が同氏（調子氏）に伝来している点からみて、この散所もその支配下においていたと考えられる。そして、同氏が預所であった近江国穴太荘も、恐らくは荘園化した散所雑色領だったのではあるまいか。とすれば、下毛野氏は、一、二をのぞき、ほとんどすべての散所領を領知していたことになる。

しかも別にのべたように、この下毛野氏は院政期以降、藏人所に直属する鷹飼職を長く世襲し、河内国交野禁野に設定された鷹飼免田を保持していたのである。供御所ともいわれたこの免田は、十二世紀末、撰関家領楠葉牧の住人の地子、禁野役対捍に悩まされてはいるが、やがて一個の単位として固定し、戦国期まで変ることとはなかった。こうとらえれば、この鷹飼の存在形態もまた、さきの雑色、召次、舎人と、なんら変りないということもできよう。ただ中世の鷹飼の一般的なあり方については、それと密接な関係をもつ犬飼、餌取、そして鳥供御人なども関連させて、別個に考えなくてはならないが、中世前期の藏人所直属の鷹飼下毛野氏は、その芸能によって天皇に奉仕する、まぎれもない「職人」であった。

こうした中世における非農業民と天皇・撰関家との深い関わりの意味を解き、被差別部落形成史との巨視的な関係を明らかにするためには、視野をさらに広く、古代、近世にまでおし及ぼさなくてはならない。しかしそれはすべて今後にゆだね、いまのところ「散所」を冠してよばれた事例は知られていないが、雑色・召次と同じあり方をみせる駕輿丁について一言し、南北朝期以降、こうした人々がひらいた道筋を明らかにしていきたい。

① 前掲「散所―その発生と展開」のほか、『総合的研究』史料第三、前掲書、二四六頁。

解説「中世的隼鷹民の成立」参照。

② 前掲書参照。

③ 「調子文書」。

④ 『箕面市史』史料編一、「勝尾寺文書」一三一号、嘉禎元年十一月

廿六日、僧定忍・高階重久畠地売券、一三二号、嘉禄元年十一月廿八日、壬生貞安田地売券、二四一号、嘉禄三年十一月十九日、大中原為近畠地売券等参照。

⑥ 「押小路文書」。

⑦ 『守口市史』本文篇第一卷、一四二―一三頁。なおこの御野については拙稿「中世文書に現われる「古代」の天皇」(『史学雑誌』掲載予定)でも言及した。

⑧ 註⑤文書、三六号、三九号、九八号、一〇九号、一一四号、一一五号等々、多数の関連文書があるが、草刈の田畠は、国分寺荘、橋寺荘、味原御牧等に散在していたことには、注目しておく必要がある。

⑨ 竹内理三氏「日本荘園史」(第二十六講)(『日本歴史』一四五号)。

⑩ 「兼仲卿記自弘安六年正月一日至三月廿九日巻紙背文書」。

⑪ 内大臣近衛家基が春日社に参詣したのは弘安四年のことである。

⑫ ここに現われる武秋は、「近衛家領目録」に、近江国穴太荘、山城国調子荘、淀右方散所を知行したことで知られている下毛野武茂の子息である。『葉黄記』宝治元年五月九日条参照。

⑬ 『群書類従』第二十八輯、雑部所収。

⑭ 註⑧の売券をみても「くさかり」として人をあらわしている場合も、明らかに存在する。

⑮ 前註のように田畠を売買している点も、その根拠となりうると思う。

⑯ 寛徳三年五月十八日、関白家政所下文案(『平安遺文』第一巻、六二三号)等。

⑰ 脇田氏は前掲書一七七頁でこのようにのべ、人と土地との統一的支配を強調しているが、私はそのようには考えない。この点、丹生谷氏が第一論文(前掲)で、散所雑色が一方で田堵であり、また院の隨身近衛将曹中臣近友がこれと密接に関わっている事実を指摘しているのは、的確である。

⑱ 丹生谷氏前掲第二論文一六頁。ただこの推定通りとすると、摂政家政所下文に散所雑色自身が連署したことになる。ありえないことではないが、あるいは雑色を管理する立場——例えば番頭のような立場に立つ人だったのかもしれない。

⑲ 「調子文書」応永十七年十一月十九日、下毛野武遠讓状。このうち、近江国左散所が野洲郡三上荘や勢多郷大萱内に散在していたことは、すでに森末氏前掲書二四四頁に指摘されており、同文書、明徳元年十一月廿三日、室町幕府管領奉書、明徳三年閏十月九日、同奉書等によって明らかである(『総合的研究』史料第四)。河内右散所がさきの大庭散所につながることは、『師守記』貞和三年九月四日条に「河内国大庭御野内右散所名事」とあるので、間違いない事実である。

⑳ 『中右記』元永二年四月卅日条、同年五月十二日条には、摂関家の山科散所が「院白河新御所庭払」に寄進される動きのあったことが記されている。このように、散所雑色のなかに「庭払」を職掌とするものがあつたとしても、後述するように、これをすぐ卑賤視に結びつけることはできないと思われる。

㉑ ただ註⑯でふれたように、寛治五年(一〇九一)ごろには、なお中臣氏も散所雑色の管理に関与した形跡があり、下毛野氏の世襲が固まるのは、十二世紀のことと思われる。

㉒ 森末氏前掲書二四六頁に、応安元年(一一三六)のころ「穴太散所法師原」が道普請を行っていたと指摘されており、原田氏も前掲の「中世賤民の一考察」の附論「石工と脱賤民化」において、穴太の散所法師は石切り職人ではなかったか、と注目すべき推定をしている。前述した召次と壁塗の事例を考えれば、これは十分ありうることであろう。ただ原田氏が「賤民」≠散所法師から「脱賤民」≠石切り職人と考えられている点は、ここでのべたように、私には従えない。

㉓ 下毛野氏が鷹飼として姿をみせるのは、仁和二年(八八六)のこと

と思われ（『政事要略』六十七）、『権記』長徳四年（九九八）十一月廿五日条に、右近府生下毛野公奉、『春記』永承三年（二〇四八）の記事に、右近番長行武、『康平記』康平五年（二〇六二）正月廿日条に、右近番長公久、『中右記』嘉永二年（二一〇七）正月十九日条に、右近府生行高、『長秋記』天永四年（一一二二）正月十六日条に、左近府生敦利、同行忠、御隨身敦信、天承元年（一一三一）正月十九日条に、右近府生敦方が、いづれも鷹飼として姿を現わす（『栃木県史』史料編・古代による）。ただ「朝野群載」巻八、寛治三年（二〇八九）八月二十三日、禁野御鷹飼補任申文を發しているのは右近衛番長中臣近時であり、散所雑色に対する管理の場合と同様、寛治のころに中臣氏も鷹飼になっていて、下毛野氏の世襲はなお完全に安定していない点、注目しておく必要がある。中原氏が前掲論稿で指摘されたように、ここには恐らく院と摂関家との対立がからんでいるであろう。

②④ 下毛野敦方は鷹飼職を永曆元年（一一六〇）十二月十一日、二男友武に譲ったが、応保元年（一一六一）十二月廿三日、交野鷹飼武安・友武は鷹飼免田の作人が地利を弁せず、楠葉牧の住人が鷹飼の住宅を追捕すると訴えている（『山楳記』）。また「調子文書」、文治三年（一

一八七）九月日、別当民部少輔兼和泉守藤原長房は、楠葉御牧南条司にあてた下文で、乙延名主守貞が供御所免田を兼作しながら、御牧の権威を穿って禁野役を対捍することをいましめ、鷹飼忠武の下知に従うべきことを命じている。長房は御牧を管理する摂関家の所の別当であらうが、これはさきの問題の連続と解せられる。なお建保六年（一一二八）四月日、藏人所藤は、下毛野朝俊の譲与に任せて能武を鷹飼職に補任、宝治二年（一二四八）十二月日の牒は能武の武貞への譲与を認めて、武貞をこの職に補任しており、下毛野氏の世襲は安定している。この能武は、「近衛家領目録」によれば、武茂と並んで淀左方散所を知行した人である。

②⑤ 『京都御所東山御文庫記録』甲六十八、天文六年（一五三七）十月一日、後奈良天皇綸旨は、四辻前大納言公音にあてて、「河内國禁野交野御鷹飼料所」の朝役を専らにすべきことを奏兼照に下知せしめてい。下毛野氏の世襲はこのころには崩れているようであるが、鷹飼免田が長く維持されたことは、これによって明らかであろう。

②⑥ 前掲拙著『蒙古襲来』一〇四～五頁参照。

三 駕輿丁について

天皇の行幸に供奉した左右近衛府、左右兵衛府所属の駕輿丁については、古く三浦周行氏がとりあげ、ついで豊田武氏によって詳細にその活動が追究されている。しかし豊田氏の論稿は、南北朝期以降、四府駕輿丁座を結んで、広範圏にわたり各種の商業活動に従事した時期の駕輿丁に重点がおかれているため、鎌倉期の彼等の存在形態については、なお究明すべき余地が残されているといえよう。豊田氏はそこで、鎌倉期の「未曾有の俸給不渡時代」を克服すべく、駕輿丁が商業活動にのり出したと指摘されたが、これは大まかにいえば当っているとはいえ、不正確といわなくてはならない。じつ

は駕輿丁も召次・雑色と同様、恐らく平安末期以降、給免田を若干なりとも各地に与えられていたと思われるので、以下、管見に入った限りで、その事例をあげてみたい。

周知の史料であるが、寛喜三年（一二三二）のものと同推定される右近駕輿丁近江国犬上郡住人等申状は、元来、犬上駕輿丁は臨時役を免除されているだけでなく、この年、右近駕輿丁のうち在京のものは二、三人を残してすべて餓死したため、近国の駕輿丁をもって行幸役等の課役を勤仕している状況なのに、公卿勅使の課役が賦課された不当を訴えている。これによって、駕輿丁が「住人」といわれるほどの人々で、課役免除の特権をもっていたことを明らかにしようが、同時に、犬上郡の各所に右近駕輿丁の給免田があったことを推定することができよう。

また、『経俊卿記』建長八年（一二五六）四月二十日条に、右近・左兵衛府駕輿丁と修理職領田上柚人どが中郷について相論している記事がみえ、先例に任せよ、という裁定が下っている。とすると、ここにもこれよりかなり前から、駕輿丁の給免田が設定されていたと考えられる。大分のちのことであるが、応永四年（一三九七）二月廿五日の室町幕府管領奉書案は「右近府庁頭前大藏少輔□□」訴えに応じ、「近江国勢多郷内大江□□駕輿丁名」の年貢を沙汰すべし、と円明坊法印に命じている。このことから、栗太郡には右近衛府、左兵衛府所屬の駕輿丁給免田が各地に存在し、室町期、さきの「散所名」と同じく、それが駕輿丁名という形に固まっている事実を知ることができる。

このほか『三長記』建仁元年（一一〇一）七月二十六日条に、右近府駕輿丁が、召次久宗と山門神人の濫妨を訴えている記事がみえるが、これも恐らく近江に関することであろうし、蒲生郡に駕輿丁という地名が残っているのも、その痕跡かもしれない。いずれにしても、近江国の諸郡に、その給免田が散在していたことは間違いない。

駕輿丁給田はまた、山城国にも存在した。「齊民要術紙背文書」^⑤の山城国富野郷下知状目録のなかに、「文治二年（一一八六）九月五日の下知として、「駕輿丁給拾参町可引募事、御下知雖為明白、被押妨之」とあり、このころ駕輿丁給田が武家の押妨に脅かされていたことを知りうる。この給田のその後の情況は定かでないが、前述した諸例を参照すれば、

これもある形で固定したとみてよからう。

さらにまた撰津国にも、駕興丁の根拠を見出すことができる。「兼仲卿記弘安十年八月卷」の紙背には、撰津国菅井・神田村の駕興丁宗正法師の建治以来の狼藉・罪科を訴えた、弘安九年（一二八六）の年預府生惟宗景直の訴状が、三通現存している。宗正法師は本府に背き、公事に従わず、院宣・府宣にも拘らず、権門の威及び武威を募り、傍輩の公事を打止め、さらには傍輩を擲取り、殺害し、沙汰人の子息を刃傷する等々の悪行を働いた、と景直はくり返し訴え、武家に命じてその身を召出すか、別当宣を以て下部を遣わして召上げるか、いずれにせよきびしい処置をとってほしいと要求したのである。これに応じて本府（近衛府）の使が「公田」を点定しようとしているが、この点からみて、この村に駕興丁宗正法師の給免田、名田があったことは間違いない。さらに景直は、このような事態に対し、「方々有蔽密御沙汰、被召出^其身、不被罪科者、散在当国□江州之駕興丁等、積習如此之□行、令对捍府役、令忽諸公事歟」とのべているので、近江と同様、撰津国にもこの村だけでなく、駕興丁とその給免田が各地に散在していたことは明らかであろう。しかしこの景直の言によれば、散在の駕興丁は近江・撰津のみとなるので、さきの山城国の給田は、この訴状でも「人数羸弱」といわれた「在京駕興丁」の給田だったと考えるほかなくなる。ただ前述した御壺召次やこの在京駕興丁のような人々の給与形態については、必ずしも給田のみに限られていたとはいえないので、機会をあらためて考えてみたいが、以上によって駕興丁の存在形態も、地位の高下はあれ、舎人・召次・雑色と基本的に同じだったことは明らかにしえたと思う。

とすれば、駕興丁が「住人」といわれ、さきの宗正法師のように「武威」を募ることのあったのも当然といえよう。実際、駕興丁は都でもしばしば乱闘をおこなっている。例えば仁治三年（一二四二）八月二十二日、西園寺公経の今出川亭への行幸に当って、「重役公人」と称して門内に入ろうとした左近駕興丁が、これを禁制する守護の武士と喧嘩、凌轢され、これについて駕興丁一同が訴訟に及んでおり、正応二年（一二八九）十二月十六日にも、西園寺で駕興丁と兵士が闘乱に及んでいる。駕興丁もまた武土的な性格を一面にもっていたのであるが、反面、門内に入るのを阻止され、さきの宗正法師

が年預景直の「重代之下人」といわれているように、舎人や召次に比べて、その地位が低かったことは事実であろう。

こうした駕輿丁の統制、その給免田の管理組織も、まだ十分明らかにしえていないが、召次長、雑色長に当る御輿長がその一端を担ったことは間違いないであろう。また、さきの史料によれば、近衛府年預のような四府の年預も、それぞれ直接の統制に当たっていたと思われる。その両者がいかなる関係にあるのか、また後年、駕輿丁集団を統率した兄部は、この時期にも存在したのか等々、問題は多く残されている。

豊田氏が明らかにされたように、おそらくとも南北朝期、恐らくは鎌倉期から、駕輿丁たちは各種の商業活動に携わり、やがて室町・戦国期、商人として大きな勢力をふるうにいたったのである。それはたしかに、召次などに比べて駕輿丁の地位が低く、給免田も多分少なかったことにもよるのであろうが、ただ、豊田氏のいわれるほどの「俸給不渡」が鎌倉期にあったとは考えられない。召次・雑色のあり方から考えて、むしろ当初から駕輿丁自身が非農業民的性格を備えていたとみる方が自然であり、さきの要因がそこに加わったときに、あの顕著な商業への進出が行なわれたとするのが、事実在即した見方といえるのではあるまいか。

室町期の四府駕輿丁座の人々が、鎌倉期、「人数踴弱」といわれた在京駕輿丁の後身なのか、それとも京に進出した散在駕輿丁の姿もそこに加わっているのかも、今後の問題である。しかしこうした駕輿丁の動向は、鎌倉期の下級官人ないし準官人の南北朝期以降にひらいていった道がどこにあったかを、よく物語っていると見えよう。

① 『法制史の研究』(岩波書店刊)、第二十二「座の研究(其二)」。

② 「四府駕輿丁座の研究」、『史学雑誌』四五(一)。

③ 『経光卿記貞永元年九月巻紙背文書』。

④ 「古文书纂」(京都大学文学部架蔵影写本一)。

⑤ 『神奈川県史』資料編一、古代・中世(1)、七五二号。

⑥ 「経光卿記天福元年自四月十六日至三十日巻紙背文書」年不詳七月

八日、右衛門少志資□書状に「右兵衛府加与丁附田切符」とあるのも

参考にならう。

⑦ 『経光卿記抄』。

⑧ 『伏見天皇宸記』。

⑨ 中原氏前掲論稿三〇頁で指摘されているように、召次のなかにも「博敷輩」があり、また例えば『経俊卿記』暦仁元年十月廿一日条には、

北白川殿で御壺召次と序年預資高とが闘乱をおこしたと記されているが、雑色をもふくめて、このようなことはしばしばおこっている。「京

中雜人」といわれ、ときに「遊手浮食の輩」といわれた人々は、じつはこのような人々ではなかったか、と私は考えている。

⑩ 年預については、大炊寮年預について、橋本義彦氏「大炊寮領について」（『日本歴史』二九四号）で言及されており、中世の官司の組織を考える場合の鍵になる問題の一つであるが、今後の課題として考えてみたい。

四 その他の「散所」について

「散所」を冠してよばれた人々は、丹生谷氏によれば、このほかに、隨身・楽人・衛士・法師・神人・陰陽師・声聞師・祢宜・公人などがあったといわれる。このうち、隨身・衛士には丹生谷・中原氏がすでに言及されており、これまでのべてきた人々とも重なり合うと思われるので、ここでとくにとりあげる必要はあるまい。また楽人・陰陽師・声聞師などについては、その存在形態を独自に追究する余地がなお残ってはいないが、いまはその用意をもたない。それ故、ここでは神人と法師について、若干ふれておきたい。

散所神人に関しては、春日社神人について、永島福太郎・森末義彰の両氏が詳しく言及されているので、あらためて論ずるまでもないが、当面の論点に必要な限りでのべることにする。森末氏は東西金堂修二月夜莊殿頭役に関する「中臣祐賢記」建治三年（一二七七）四月二日条の廻文に「神人交名者、本社・散所事候」とあり、同月十六日条には同じ課役に「^⑪ 散所神人」といわれている点から、「散所神人」は「散在神人」にほかならぬとし、散所は本社・本所に對する呼称であったと^⑫のべている。これは的確な指摘であるが、ただ、さきの四月二日の廻文に、つづけて「又他国和泉神人事者、近日無左右難叶候哉」と記して、散所神人を他国の神人と区別しており、四月十六日条では本社神人に対して散所神人のことを「國中散在神人」ともいっている。また同記、建治四年閏十月十二日の廻文に、「和泉国散在神人交名・同雜免田並当国散所神人交名」とあるので、散所神人は大和国の散在神人をさし、他国の散在神人とは区別されていた

⑪ 豊田氏前掲論稿参照。

⑫ 近江国の保内商人のような商業集落は、このような散所の召次、雜色、駕輿丁、神人等々の系譜をひいているのではなからうか。こうした道筋をひらいていった人々として、撰関家の御既告人、居飼等もあげられるであろう。研究すべき問題はなお非常に多く残されているといわなくてはならない。

ものと考えなくてはならない。「中臣祐明記」建久四年(二一九三)四月五日条に、「散所神人、八条・井上・ミナミ山・マヒノ庄ヨリ数人令参上」という記事があり、「マヒノ庄」が不明のほかはみな大和国の荘園であることも、この推測を裏づける事実といえよう。

いま大和の散在(散所)神人については、そのあり方を究明しうるだけの用意がないので、和泉国散在神人について、若干ふれておきたい。この神人は「自往古募二百廿八町之雑免田、長日御供菜四季魚貝・節新焼米以下、恒例・臨時之社役等令弁勤之、其身者号神奴、二百余宇之在家、暹国衙等役」といわれ、とくに「和泉国日次供菜魚貝」を貢進することによって知られた海民的な神人集団であった。その雑免田は前述した近木荘領家方に六町、地頭方に四町五反、日根荘に一町五反^⑩、そのほか和田上中条^⑪、春木荘、吉見荘、中村荘、恩田荘、谷川荘等々に広く散在しており、さきの数字からみて、人別雑免田一町、免在家一字を均等に与えられていたのではないかと思われる。

これは前述した舍人・召次などと比べて、なんら異なるあり方を示すものではない。和泉国散在神人も免田・免在家を特権として保証され、春日社に魚貝を貢進しつつ、その権威を背景として魚貝の交易に携わる人々であり、ときに春日社の動員に応じて、同社の武力的・警察的な機能を担う集団の一員として活動する人々であった。大和国の散在神人——散所神人のあり方も、もとよりこれと質的に変るものではなかったらう。

春日社だけではない。紀伊国日前宮にも御銚神人、散所神人、本神人などとよばれる神人集団が存在した^⑫。永仁三年(二二九五)三月、同宮領の諸郷の検田畠帳^⑬には、権内人、御乳人をはじめ、田所、案主、承仕、雑色、御廐、験子、神子、楽人、陰陽師、庭掃、算錢、さらに鍛冶、番匠、木工、塗師、檜物師、深草、銅細工、鶉飼、等々、各種の「道々」の人、「職人」の給田が見出されるが、それとともに多くの神人給、散所神人給が散在している^⑭。後述するように、給免田を与えられる人々がそれを給与した支配者にきびしい隷属関係でしばられていた、とする見解からすれば、あるいはこの事例も、各種の「職人」の隷属度の強さ、ひいては散所神人の隷属性を物語るものといえるのかしれない。しかしそれでは、

下級神官、荘官のすべてを同じようにみななければならなくなる。それ故私は、この見解を一個のドグマであり、そこには無自覚的にせよ偏見がひそんでいるのではないかと考える。そして、たとえ「散所」を冠されていても、ひとしく給田を保証されている点で、この神人と神官・荘官・手工業者等々との間には、なんらの差もないとみるのが自然な見方であると思う。

あるいはまた、前掲の史料で、神人が自ら「神奴」といい、春日社もまたそうみていた事実から、散所神人のみならず、神人が社会的に卑賤視されていたとする考え方もあろう。しかしこれも誤りと私は考える。さきの夜荘殿頭役の免除を要求した神人たちは「異平民為遁如此之役、雖無別給恩罷入テ神人、勸昼夜之勤勞」とのべ、自らが「平民」と異なる特権をもっていることを強調しているが、まさしく彼等が「神奴」だったという点にこそ、その特権の根拠があったのである。そして、天皇と神との違いはあれ、さきの舎人・召次等や供御人の場合も、事情は全く同じであったとしてよからう。位階をもつ神人・供御人がいたり、「権門之神人・召次」とか「当国土民皆以諸社神人・院宮供御人・召次・大番舎人等也」などと併称されるのは決して故のないことではない。中世前期——平安末・鎌倉期から南北朝期にかけて、これらの人々は、天皇・院・摂関家、あるいは仏・神と、ある場合は「奴」といわれるような関係を結ぶことによって、給免田を公的に保証され、特権をもつ非農業民的、武力的な集団として、平民百姓と自らを区別していたのであり、卑賤視されるどころか、むしろときには侍身分の人として平民を威圧し、脅していたといわなくてはならない。

かつて石母田正氏は、「降魔の相」を現わして荘民を調伏しようとした東大寺八幡宮の神人について、「神々の權威に寄生し、百姓を押える墮落した執達吏」「有力者に対しては追蹤怯懦、百姓に対しては猛悪なる人間であり、中世社会に於て最も腐敗せる人種」と、口をきわめて罵倒した^⑦。これは神人のさきのような一面をついた発言であり、戦時下の情況の中においてみる限り、当時の被抑圧者の激しい憤りが、中世の史実を通して噴出したものということはできよう。しかしこの激情を、いま無批判にうけつぐことは重大な誤りを招こう。なぜならこの発言は反面で、悪党を抑圧し、秩序整然

たる「政道」を実現しようとしたこの時代の統治者の立場に、そのままつながっていくからである。^⑮

たしかに神人が石母田氏の指摘したような側面をもっていたことは事実であるが、他方、日本の商工業を、また芸能を、たくましく担い発展させていたのが、ほかならぬこれら供御人、神人などの「職人」たちだったことを忘れてはならぬ。石母田氏の視点からすれば、この側面は完全に切落されてしまうので、こう考えれば、同氏の圧倒的な影響下に開花した戦後の中世史研究の主流が、この方面の問題についてはほとんど成果をあげえず、多くのドグマの横行を許してきた理由も、自然にとけてくるであろう。

そして、戸田芳実氏が「武士団という暴力組織によって百姓と対立した」「在地領主」に対し、「百姓の側に定着した一つの意識形態が、武士『屠児』という観念」であり、それが「勤勞生産者として殺生を業とする人々」に及んだところに、「荘園体制下の底辺をなした被差別者大衆を生み出す思想的基盤の一つ」を求めたのは、なお多くの複雑な問題を残すといえ、鋭く問題の所在をついた指摘といわなくてはならない。さきの、特権をもつ神人——「神奴」と平民百姓との問題は、この指摘につながる問題であり、これまでのべてきたように、もう少し時代的に広く、巨視的な意味ではあるが、やがて被差別部落形成史に関わってくることは間違いない、と私は思う。

しかし、このように考えてくれば、直ちに散所法師、さらには犬神人、非人の問題につき当らざるをえない。掃除法師ともいわれ、築地・池堀などの土木に従事した散所法師については、森末氏の詳細な研究があり、いまそれに加えることは少ないが、ただ「散所」という言葉についての先入見を去って、さきのように解してみたときに思いつく点にのみ、ここではふれておきたい。

森末氏は文保二年（一一二八）、後宇多法皇より東寺供僧・学衆に寄進された散所掃除法師十五人が、鎌倉末期には検非違使の、永徳元年（一三八一）以降は侍所の管轄下におかれていたことを指摘している。^⑯この事實は、「散所法師」の統轄者が、本来、検非違使であったことを、おのずと物語っているのではあるまいか。これは、祇園社に所属したと考えられ

ている今小路散所法師の場合にもあてはまりうることであろう。いま鎌倉期の法師たちのあり方を十分明らかにすることはできないが、後年の状況からみて、若干の田嶋、屋地を給されていたとしても、決して不自然ではない。さらに『為房卿記』康和五年（一一〇三）八月十二日条に、院司、藏人所衆、武者所、諸司官人、鳥羽殿侍、京・田舎召次、各種の工匠と並んで、鳥羽殿庭掃百二人、法勝寺庭掃四十二人、尊勝寺庭掃三十人がみられること、仁安四年（一一六九）の「長福寺縁起」に、掃除を負担する田堵を見出しうる点、さらに前述した紀伊国日前宮の庭掃が給田を与えられている事実等々を^④考えあわせれば、庭掃・掃除法師が、さきの召次・雑色のように、なんらかの給田嶋、免在家を与えられていたとみても、とくに無理とはいえぬであろう。そしてこの場合も、「散所」とは、本来そうした場所をさしていたのではなからうか。

こうした法師の集団は、元来は検非違使の管轄下におかれ、長者に率いられて、京中の掃除、あるいは土木工事に当たっていたが、ときとともに寺社の専属の形をとるようになっていったものと思われる。これは、もともと修理職に属していた番匠、造酒司の支配下にあった酒麴売が、官司との関係を保ちつつも、それぞれの寺社の専属になっていったのと、全く同じ過程であり、^⑤東寺に寄進された散所法師に対して、のちのちまで検非違使及びその権限を継承した侍所が課役を賦課してやまなかった理由も、こう考えれば自然に理解できよう。

もしもこの推定が認められるならば、召次・雑色と同様、ときに法会に加わり、門主の行列を供奉したこれらの法師たちが、^⑥卑賤視された、と直ちにいうことはできないであろう。それはやはり、後年の「散所」のあり方から類推した「散所」の語の拡大解釈といわなくてはなるまい。

東寺に属した散所法師は、室町期、犯科人の住宅破却に従事しており、^⑦その点で、祇園社に属した犬神人とも共通する性格をもつといわれている。南北朝期には「非人」といわれ、平安後期、河原をひらいて住みついたというこの犬神人も、最初から卑賤視と結びつけて考えられるのが普通である。^⑧しかし犬神人は他の神人の場合と同じく、早くから河原嶋を社恩（給嶋）として与えられており、^⑨また文和二年（一一五三）五月の申状では、自らを「山門西塔釈迦堂寄人」といい、「職

「掌人」「重色人」であることを強調、社頭警固、掃除、御行供奉等、神事に従う自らの職掌とそれに伴う特権を、なんらのはずるところもなく堂々と主張している。これはその生業を恥ずべきこととして卑屈な訴状を書かなくてはならなかった近世の「穢多非人」^③とは明らかに異なる姿勢であり、「清目」という職掌を「重役」といって憚らなかつた興福寺の奈良坂非人たちと全く同じといえよう。^④それは決して卑賤視された人々による裏返しの特権の主張などではなく、^⑤自らの「職掌」——清目、掃除の重要さ、大切さの自然な強調とみて誤りない、と私は考える。

もとよりこうした職掌自体を穢れたものとして賤視する見方は、すでに早くからあり、鎌倉後期以降、いよいよそれが強まっていったことは事実である。^⑥しかしそれはなおすぐに、日本の社会で支配的になったわけでも、また制度的に非人身分を固定させるほど強かつたわけでもない。

寺僧を長吏とし、特定の職掌に伴う特権を保証され、藤次をもつ座的集団に組織されつつ、強力な武力集団として畿内とその周辺で活発に活動する鎌倉・南北朝の「非人」^⑦たちは、制度的には神人・供御人・召次・雑色・駕輿丁などと基本的には同じ位置づけを与えられていた。^⑧彼等は「清目」という職掌をもつが故に「職掌人」^⑨とよばれており、広い意味でこれも「職人」の身分に入れることは、決して無理ではない、と私は思う。

黒田俊雄氏は、豊かな示唆に常む論稿「中世の身分制と卑賤観念」^⑩において、非人を身分外の身分と規定し、「権門体制」・荘園制社会の支配秩序の諸身分から原則としては「ずれ」た人々とみているが、以上のように考えるならば、少なくともこの点は事実反しており、「非人」という言葉の響きにとらわれた見解といわなくてはならない。

また、非人の旺盛な武力的活動に対し、「猛悪なる賤民集団」と見る見方は、当時もありえたであろうし、また前述した石母田氏のように、現在もありうるであろう。しかし非人たちが自身は、「非人」とは「猛悪を好み、謀反を構え」てはならぬものであり、「有情之人類」として決して恩知らずであってはならぬ、と強調しているのである。^⑪これはむしろ「遁世者一般」をさす「非人法師」の用法に通ずるものがあり、さきの「神奴」と神人の場合と同様、そのこと自体が彼

等の「特権」の根拠となっていた、と推測することはできても、さきのような見方では到底とらえることのできない側面といわなくてはならない。

さらにまた、それにも拘らず実際に展開された非人の武力行動をもって、もし「悪党的」というならば、それはさきの神人をはじめ召次・雑色にいたる人々、別の視角からいえば畿内とその周辺の武士団のすべてに共通する特徴にほかならない。非人のみをとさらにとり出して「猛悪」ということは、事実を真直にみる限り不可能といえよう。そして、こうした非難と賤視、さらには禁圧を一方の世界から加えられつつも、賤視によって心を曇らされることなく、非人たちをも含む「職人」たちの世界は、鎌倉・南北朝期、なお広く独自の世界を保持していたのである。とすれば、一方の世界からの観点のみで、この時期の社会の全体像がとらええないことは、もはや自明のことなのではあるまいか。^⑩

- ① これについては芸能史・宗教史の分野での研究は少なからずあるが、例えば後述する紀伊国日前宮の陰陽師給、また和泉国の十生供御人とその給免田等々を視野の中に入れ、中原氏が前掲論稿四六頁で注目しているように、舞人多忠節が田原御栗栖^{II}供御所に給免田をもったと思われる甘栗供御人の沙汰人として現われる事実まで考慮にいれば、解明すべき問題はなお多いといわなくてはならない。
- ② 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』（敵傍書房刊）、及び森末氏前掲書。
- ③ 『春日社記録』日記二。
- ④ 前掲書二五五―六頁。
- ⑤ 『春日社記録』日記二。
- ⑥ 同右、日記一。
- ⑦ 「中臣祐賢記」文永十年十一月日、勸学院政所下文（『春日社記録』日記二）。
- ⑧ 「中臣祐定記」嘉禎二年十月四日条（『春日社記録』日記一）。
- ⑨ 第一節註③・⑤文書。
- ⑩ 「兼仲卿記自弘安七年十月一日至十一月卅日巻紙背文書」和泉国日根荘預所陳狀。この陳狀で預所は、百姓等が春日社神人の權威を募って狼藉をすると難じている。また「兼仲卿記自弘安五年七月一日至九月廿八日巻紙背文書」には、弘安四年後七月十三日、狼藉張本交名注進状があり、吉見村の左衛門尉明村をはじめ六人、岡本村四人の名前があげられている。この相論が建治三年（一二七六）以来のことだったことは、『春日社記録』日記二によって知りうる。
- ⑪ 「和田文書」永仁二年十一月七日、沙弥性蓮讓狀の嫡子得分のなかに、春日雑免二町一反大三十歩がみえる。
- ⑫ 『春日社記録』のなかに、吉見神人、春木神人のような形で頻出する。また周知のように、建武四年（一三三七）六月、春日社供祭備進市莊神人等は、堺浦魚貝売買の輩が吉野に通じたと疑われ、売買を停止されたために神供が関如すると訴えているが、これもいままでもなくこの神人たちの動きである。
- ⑬ 紀俊嗣氏所蔵「日前神社文書」、「神事記」。以下、この文書につい

ては、宇野脩平氏探訪、鈴木行三氏筆写の日本常民文化研究所架蔵の写本を使用する。

- ⑭ 内原郷、有家郷、和太郷、秋月郷、大田郷、吉田郷、津奈郷、本有真郷、新有真郷等の検田畠取帳が現存する。

- ⑮ 註⑩の取帳には散所神人給はみえず「神人有弘給」のような形で、非常に多くの神人給がみられるが、ほぼ同時期のものと思われる「諸郷畠田段別名寄帳」には「散所神人給」を見出すことができる。

- ⑯ 「中臣祐賢記」(文永六年正月日)春日社神人等申状(『春日社記録』日記)。

- ⑰ 『中世的世界の形成』(伊藤書店刊、のち東大出版会刊)第四章第一節三、二二三頁及び、同章第三節一、二七七頁。

- ⑱ 前掲拙著『蒙古襲来』三七〇頁参照。

- ⑲ これに対して、ここで石母田氏によって批判された清水三男氏は、神人のこのような側面に目をそそぎつづけた。これは三浦周行、中村直勝氏以来のことであり、林屋、黒田、横井、脇田の諸氏をはじめ、この学風をうけついだ人々によって、この面の研究が積極的に進められてきたのは、決して偶然のことではない。拙稿「悪党の評価をめぐって」(『歴史学研究』三六二号)参照。

- ⑳ 「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収)。

- ㉑ 前掲書、四、イ、東寺散所の成立とその発展、参照。

- ㉒ 同右、二七九―二八一頁参照、「東寺百合文書」よ十六下、散所方文書目録に、「六通 別当寛等当散所可願長役由催促事」とあることにも注目すべきであろう。なお、永徳元年に散所法師の最初の請文が東寺に提出されていることも(『東寺百合文書』七二―七三)、この年の意義を考えるうえで、見落し難い事実である。

- ㉓ 『八坂神社文書』下、一二七四号。

- ㉔ この点については、機会をあらためて考えてみたいが、南北朝・室町期、散所法師が地子を免ぜられた屋敷をもち、また別に田畠を耕作していたことは、森末氏前掲書二六〇頁参照。南北朝期の東寺領東西九条女御田名寄帳に、「散所」のものが名請人として現われること(『総合的研究』史料第四)、「東寺百合文書」ひ三四一四三、東寺領人夫注文に、上野荘、上久世荘等の荘園と並んで、「散所」が所領の単位となっている点も、あわせて注意すべき事実である。

- ㉕ 治承元年十二月日、山城国長福寺縁起并資財帳(『平安遺文』第八卷、三八一七号)。赤松俊秀氏「梅津長福寺・花園天皇旧跡」(『京都寺史考』法蔵館刊、所収)参照。

- ㉖ 註⑩「日前神社文書」。有家郷に紀官という庭掃の絵田が二反みられる。

- ㉗ 前掲拙著『蒙古襲来』三八一―三頁参照。これについては別の機会に詳しく考えてみたい。

- ㉘ 森末氏前掲書二九〇頁参照。菩提院行遍の著した『参語集』に「御所ニハ恪勤・散所、二番ニ駆仕勤之」とあり、散所と恪勤とが対称されている点にも注目すべきであろう。

- ㉙ 横井清氏『中世民衆の生活文化』一五四―五頁参照。

- ㉚ 林屋氏「中世的隷属民の成立」(『総合的研究』第三、解説)。

- ㉛ 「早稲田大学狭野研究室所蔵文書」、永享九年卯月廿九日、某書状に「祇園社領之内、四条五条河原畠等、大神人自任古社思之由承候歟」とあるが、これは平安後期まで、その起源を遡りうるであろう。

- ㉜ 『八坂神社文書』上、一二四六号。

- ㉝ 蓮左文庫蔵『世徳志』所収、慶応三年五月、大坂織多渡辺村より歎願書などはその好例である。第二節註の拙稿で全文紹介した。

- ㉞ 「神宮文庫所蔵文書」、寛元二年四月日、大和国奈良坂非人陳状案に「彼者本寺清水寺一伽藍之清目歟、是者本寺最初社家方々之清目重復

之非人也」、あるいは「本寺重役清目之非人等」とある。

③⑤ こうした裏返しの特権の誇張が現われるのは、室町期以降である。たしかに特権と差別とは表裏をなす、と「論理的」にはいっているが、この鎌倉期の事例と室町期から近世にいたるそれとを、おしなべてこの「論理」をもって処理することは、非歴史的という批判を免れぬであろう。なおこの点前掲拙稿『史学雑誌』掲載予定）でものべたので参照されたい。

③⑥ 永原慶二氏「富裕な乞食」（『日本中世社会構造の研究』岩波書店刊）が論じている「今昔物語」の世界から、「塵袋」さらに「羅漢抄」と、こうした見方が次第に強まっていく過程を辿ることができる。

③⑦ 『総合的研究』史料第四、九一〜九九頁のほかに、宮内庁書陵部所蔵文書「古文書雑纂」のなかにも、一紙の断簡がある。なおこれについては別の機会に紹介、論述してみたい。

③⑧ 奈良坂、清水坂の非人が給免田を与えられていたかどうかは明らかでないが、免在家はまず間違いなく保証されていたであろう。

③⑨ 職掌人は色掌人ともいわれ、伊勢神宮では大内人・物忌・小内人等

五 給免田制について

これまで給免田制については、おもに工匠給免田を中心に論じられてきたが、そのとらえ方は大きく二つに分れているといえよう。

一は、名田制とともに、荘園領主の自給的支配体制を支えたものとしてこれをとらえる、永原慶二氏、佐々木銀弥氏の見解である。都市に居住する荘園領主の経済と、在地領主の経済との間に「断絶」を見出す永原氏は、給免田を後者のなかでとらえ、「村の手工業者」が領主に編成された形とする^①。佐々木氏も給免田の給与者——在庁官人等に対し、工匠がきびしい隷属を強いられたとみており、いずれにせよ、給免田を農工未分離、自給経済維持の方向でとらえ、それを媒介

をふくみ、祇園社では犬神人のほか師子舞、田楽をさし、若狭国大田文では舞人、倍従を職掌人といい、給免田を与えられている。「壬生官務家日記抄」弘安四年閏七月九日条に「依異国事、諸社職掌人可警固本社事、并寺社権門領本所一円地庄官以下、随武家下知、可向戰場事」という記事がある。職掌人をさきのような人々と考えれば、これらの人々がそれまで諸社を警固していた地頭・御家人・荘官等と、ともあれ代りうるだけの武装集団だったことになる。また身分的にも、御家人・荘官などと、それほど大きく違う人々と考えられていなかったことになる。これもここでのべたことを支える事実なのではあるまいか。

④⑩ 『部落問題研究』第三十三輯。

④⑪ 註⑩の史料参照（九二、九三頁）。

④⑫ 序註⑥横井氏論稿『中世民衆の生活文化』（二二九頁）参照。

④⑬ 前掲拙著『蒙古襲来』、「二つの世界、二つの政治」、「百姓と職人」の章を参照していただければ幸である。

として、領主は工匠を自己の経済内部に編成したとみる点で共通している。

これに対し、浅香年木氏は給免田を与えられた工匠は、むしろ在地領主に近い存在であるとし、横井清氏も田所・公文等の荘官給免田と工匠、さらには狭義の「芸能民」の給免田の「諸職」としての共通性に注目する^④。そして脇田晴子氏は給免田に対する被給者の権限は年貢徴収者にほかならず、その散在性からみても、これは手工業者の農業からの分離を保証した体制であると主張し、永原・佐々木両氏の見解に批判を加えたのである^⑤。

前節までにのべてきたように、私も基本的に後者の方向で給免田制を考えている。もとより、前者のいうように、領主の館の周辺に住まわされた下人所従的な手工業者があったことも事実であろうが、少なくとも名田制と対置された給免田制については、疑いもなく後者の見方が事実在即しているといわなくてはならない。とはいえ、後者の見解のなかにも、なお前者の影響があり、また卑賤視についての「通説」の浸透もみられるので、ここでこれまでのべてきたことをまとめつつ、給免田制について、若干、敷衍しておきたい。

工匠をはじめとする非農業民、供御人・神人、さらには大番舎人・召次・雑色等々の給免田が確定するのは、後三条天皇の延久新政を重要な画期とする十一世紀後半から、十三世紀前半にかけてのことであった。混乱し切った人と土地に対する諸権門の支配関係を整えるべく、院政々権はたびたび荘園整理令、新制を発して、田畠の帰属を明確にする^⑦とともに、交名を注進させて、供御人・神人等の定数を確定することにつとめた^⑧。前述した大庭散所雑色と掃部寮の争いのような摩擦・衝突はいたるところにおこり、その激動の収束は武家政権の確立をまたなくてはならなかったのである^⑨。このようにして形をなしてきた給免田制の特徴は、次の諸点に求められる。

第一に、各集団の成員——本供御人、本神人等には、基本的に均等な給免田畠・在家が与えられたことに注目すべきであろう。近江の大番舎人、御稻田供御人、賀茂社領安曇川御厨供祭人、和泉国の春日社神人等の場合をその実例としてあげることができるが、しかしこれは、他のすべてに共通した原則といってもよいと私は考える^⑩。かつて渡辺澄夫氏は畿内

莊園の特質を均等名に求めたが、恐らくそこにも同一の原理——課役の均等な割付けとそれに対応する給免田・名田の均等配分の原理が働いていたものと思われる。

しかし莊園の場合と異なり、召次や供御人たちの給免田は、一国内に、あるいは国をこえて、広い範囲に散在していた。前述した諸例にさらにいくつかの事例を加えるならば、和泉国網曳御厨の内膳供御人の給田六十五町は、近木郷領家方十三町五反、地頭方十町八反小、木嶋郷土生度六町のほか、佐野、鶴原荘等に散在しており、酢造の給田御酢免は、近木郷領家方三町、地頭方一町九反三百歩、土生度五丁二反（別に宜秋門院御酢免田二丁一反小三十歩）のほか、草部郷にも存在していた。また河内国大江御厨の供御人の給免田は、河内国内だけでなく摂津にも散在していたと思われる。^⑩とすれば、莊園をそれぞれ一個の自立した経営単位とみる見方に立って、ある莊園の検注目録に記載された給免田畠をすべてその莊園所有者あるいは在地領主が支給したものと考え、給免田の被給者の隸属性を云々することは、全く現実ばなれした虚像でしかないといわれるであろう。こうした論者も、下司給、公文給などについては、そう考えてこなかったはずであり、さきに敢て「偏見」といった根拠はここにある。給免田は広く莊園公領制の全体の中においてとらえられる必要がある^⑪ので、それは決して個々の莊園支配者や在地領主の恣意のみによって定められうるものではなかったことを確認しておかなくてはならない。

しかし、このように散在する給免田を中心に、通常の名田を如えて、一個の自立した所領単位が成立することは、しばしばありえた。さきの網曳御厨、大江御厨等々もそれであるが、こうした所領は保・名とよばれることが多かった。大番保、召次保、散所名などはその一例であるが、和泉国草部郷には御酢免を中心に、御酢保が成立しており、同国陶器保もまた、大膳職陶器寄人の給免田を中心とする単位であったろう。^⑫畿内のみではない。若狭国細工保、織手名、丹後国細工所保、讃岐国土器保、尾張国御器所保等々は、みな同じようにして成立した所領であった。そしてさらに、若狭国大田文にみえる国掌名・御厨名・雑色名はもとより、在庁名自体も、全く本質を同じくする単位といわなくてはならない。在庁

も、細工も、この点ではなんの区別もないのである。

ただここで見落してはならないのは、この場合でも、給免田を保証された人々の帰属と、所領自体の帰属とは別であった点である。鴨社堅田供祭人の本拠、堅田御厨の地が山門領であり、粟津橋本供御人の給免田を中心に成立した粟津橋本御厨が独自に伝領されていることなど、こうした例はいくらでもあげることができる。ある荘園に給田を与えられている下司・公文が、在庁であるとともに鎌倉殿御家人になっている事例は、西国では一般的とすらいえるであろう。これまでしばしば、中世では人の支配と土地の支配とは、通常いわれるような意味では決して統一されていない、といってきたのは、このようなことを考えたからにほかならない。

さらに、いまの例からも知られるように、給免田を与えられた人々は必ずしも特定の権門のみに縛りつけられていたわけではなかった。津江御厨供御人（今宮供御人）が祇園社の大宮駕輿丁になり、禁裏駕輿丁が祇園社の綿座神人を兼ねるようなことは、中世の当初からありえた。さきの番匠・酒麴売なども同様である。たしかに神社と結びついた人々の場合、「寺奴」・「神奴」という論理が働いていたことも認めなくてはならないが、その関係は決して単純に「奴隸的」とはい切れない「自由」な側面があったことを見落すべきではなからう。

以上のような意味で、給免田制は名田制と並んで、中世の土地制度——荘園公領制を支える基本的な柱であった。そして、給免田を保証された「職人」と、名田制の下におかれた平民百姓とが、社会的分業にもとづく中世の二大身分であった、と私は考えてみたい。もとより「職人」のなかには給免田を与えられなかったものもありうる。別にのべた廻船船物師はまさしくその一例であるが、この場合でも免在家は保証されていたであろう。

清目から傀儡師、陰陽師、そして各種の工匠、さらに田所・公文・下司等の荘官にいたる人々は、ひとしく給免田畠・在家を保証されているという点で、みな「職人」身分といわなくてはならない。その「職掌」「芸能」にはもとより差異はあり、保証される田畠に大小はあったとしても、そのなかの一部の人々のみをとくにとり出して、卑賤視されたとみる

ことは、やはり、裏返された「偏見」なのではあるまいか。卑賤視の問題は、さきの事実として認めたくえて、あらためて考えてみる必要があるのではなからうか。

遍歴・漂泊の問題にしても同様である。中世前期には、そのことによって、人が社会的に賤視の対象となったと直ちにいうことはできない、と私は考える。「職人」のうち、とくに天皇及び一部の寺社とつながりをもつ人々のなかで、諸国自由往反の権利を保証された集団があったことについては、別の機会に詳述したが、^②「遍歴」もこの場合、一個の特権にほかならなかつたことを考えなくてはならない。

そしてこのように考えたときにこそ、かつて横井氏が提起された「保護」・「特権」と「卑賤視」・「差別」との関係にかかわる問題を、^③それぞれの社会の構成、あるいは構造と関係させつつ、真に歴史的にとらえる道がひらかれるのであるまいか。

- ① 『日本中世社会構造の研究』第一部、第三「荘園領主経済の構造」、及び『日本の中世社会』（岩波書店刊）、Ⅲ三、2、参照。なお永原氏は、散所・乞食・非人などを「村落共同体からの流出民」としてとらえ、最初から「賤民」と規定し、まさにそれ故に、中央領主はこうした「賤民」を組織することによって、農民支配の条件をかためたとしている。これはある意味では対極的な立場にありながら、林屋氏の認識と共通しており、論理的には整った構想といえる。しかし、事実はこの認識とかなりかけはなれていることは、すでに本文でのべた通りである。
- ② 『中世商品流通史の研究』（法政大学出版局刊）第二章荘園領主経済と商業、一五四〜五頁。なお、佐々木氏の場合も、畿内都市商業の担い手は「賤民系」の座商人とされており、林屋・原田氏の認識とやはり結果的には同じになっている。同氏『中世の商業』（至文堂刊）参照。
- ③ 『日本古代手工業史の研究』（法政大学出版局刊）第四章、三〇五頁。
- ④ 前掲書、第四、「荘園体制下の分業形態と手工業」一一二〜三頁。
- ⑤ 前掲書、第二章第四節、「座の成立と給免田支配」。
- ⑥ よく引かれる例であるが、安芸国沼田荘梨子羽郷の地頭門田に、紙すき、番匠、大工などの人々が田地を与えられていたことから、これを「地頭のイエの経済が職人衆を組織したかたちで運営されていたこと」を示す、とみることは、一応可能であろう（石井進氏『中世武士団』小学館刊、日本の歴史12）。
- ⑦ 荘園整理令はいうまでもないが、前掲拙稿「中世文書に現われる古代の天皇」でふれたように、山城・河内・摂津に御稲田が設定されたり、放生会供給料所が定置されるなど、諸雑費を特定の田畠からの収入に固定化する方向が、はっきりと進行しはじめる。支配者側からいえば雑費である俸禄・給与が特定の田畠に固定され、給免田畠が成立

していくのも、全く同じことであり、「画期」といった理由はそこにある。

⑧ 保元元年（一一五〇）閏九月十八日の新制は、「本神人交名并証文」を注進せしめており、建久二年（一一九〇）三月二十二日の新制も「仰其社総旨等、於本神人者、令注進交名并証文、至于新加護者、體解其職」と命じている。これはいわば、神人整理令ともいべき法令であり、この神人交名は諸社に基本的な台帳として保管されたのはもとより、大田文と同じように、公的な意味をもつものであった。

ここに想起されるのは建久三年（一一九二）～同九年（一一九八）にかけて注進された西国諸国の御家人交名であり、少なくとも公家側にとつて、これは神人交名と全く同じ意味をもつものであったと思われる。御家人と神人を等置することは、この意味でもなんら不自然なものであり、敢ていうならば、散所舎人、散所神人があるなら、「散所御家人」があったと想定しても、決しておかしくないといえよう。

⑨ 前掲拙稿「荘園公領制の形成と構造」参照。

⑩ 前掲橋本氏論稿で指摘されたように保延のころ、宣旨によって、本坪一反、副田一反、雑事二一反が均分されたものとみられる。

⑪ 「賀茂別雷神社文書」貞永元年六月卅日、官宣旨。寛治以降、神人五十二人に別三町つつの免田を園領から募ったという。

⑫ 河内国大江御厨の場合は、一日一町、三百六十町の料田を要求しているが（『山槐記』）、これも一種の均等原則といえよう。

⑬ 『増訂畿内庄園の基礎構造』上（吉川弘文館刊）。

⑭ 第一節、註③・⑤文書。

⑮ 第一節、註⑥文書。

⑯ 圖書寮發刊『九条文書』一、五一号、寛元二年二月廿三日、源盛長讓状に「草部郷御酢保」とあるが、これは同五号、建長二年十一月日、九条道家初度廻分状のなかにみえる「和泉園御酢免」と重なる。

⑰ 摂津国渡部は大江御厨に属している。

⑱ 「井手文書」、嘉禄三年十月日、和泉園同庁宣に「神仏寺権門勢家の免田」が「園司進止之免田」といわれていること、「久米田寺文書」

嘉暦三年十一月日、久米多寺雜掌快実申状案によって、貞永元年以前、和泉園神社免田、仏神領を確定した「園前帳」が存在した点に注意せよ。また「性海寺文書」嘉禎二年十月日、尾張園同司宣案が、諸社に十一町別一町の上分を宛てていること、承久新補地頭得分を規定した率法の十一町別一町の免田との一致も決して偶然のことではなく、地頭給免田を含めて、給免田がいれば国家的な視野からとらえられる必要があることを、よく示している。

⑲ 私は近衛家、九条家などの所領目録にみえる大番舎人、散所、主殿、さらに近江田上輪工、和泉園御柳造、丹波国保津役師等々は、もとより人的な関係から成立した所領には違いないが、それとしては人間集団ではなく、その給免田を中心とする所領をさす、と考える。例えば前述してきた和泉園近木荘には、近衛殿柳造の雑免が領家方に三十四町、地頭方に十町あるが、さきの御柳造とは、まさしくこれをさすものと思う。

⑳ 註⑩参照。

㉑ 「狩野亨吉氏蒐集文書」、七年不詳十一月三日、某書状案（『平安遺文』第九卷、四七一―号）に「大勝職陶器寄人所進文書」として「大治四年十二月・保延五年九月宣旨案」があげられている。

㉒ 新行紀一氏「一向一揆の基礎構造」（『歴史学研究』二一九号）参照。

㉓ 「天竜寺文書」一、正慶元年六月日、世良親王遺跡臨川寺々領目録注進状に、内侍所を本家とし、世良親王を領家とするこの御厨が現われる。鴨社長洲御厨供祭人と、東大寺との関係も同様であろう。

㉔ 脇田晴子「中世の祇園会」（『芸能史研究』、四号）。

㉕ 「九条家冊子本中右記元永元年秋卷裏文書」年月日不詳、よりかた

申状（『鎌倉遺文』第五卷、三五六一号）は、散所雑色友重が、「よりかた」の所従乙丸の父と名のつて、乙丸を進退しようとしたことを訴えたものであるが、そのなかで、友重がなんらかの「奉公」を理由にその行為を正当化しようとしたのに対し、「よりかた」は「さん所人の御をんなくてめしつかへる事ハ、みなのならひにて候」といい、友重が「さん所のかうをかり候て、むたうを」たくらむことを不法としている。これは「散所」を冠してよばれる人々が、「御恩」を与えられた人のみに召任われたのではない、ことを物語っているように思われる。散所雑色も、院に召任われ、神人になることもありえたのではなからうか。なおこの「よりかた」が、秦頼方である可能性は十分あり、とすれば、問題はさらにひろがる。このような人々、公的に給免田を保証された「職人」と、天皇・院・摂関家や神・仏との間に結ばれる

結

中世後期に入ると、「散所者」という言葉には、明らかに卑賤視のひびきが入ってくる。また遍歴、漂泊する人々に対する警戒も露骨になり、さらには特定の「職掌」を穢れ多きものとする見方も、社会で支配的になりはじめる。中世前期について本稿でのべたきたことを前提として、こうした転換の根源をさぐることは、すべて今後の課題とせざるをえない。ただそこに、さきにふれた「職人」と平民百姓との激しい矛盾が深くからんでいることは、まず間違いないと私は考える。これを「分裂支配」の体制とその結果、と規定することはまぎれもなく正しい。しかしそれは一個の解釈にすぎない。この矛盾がいかなる性質のものなのか、それが双方に残した、たやすく消し難い刻印は、その後の時代にいかなる意味をもったのか等々をきめ細かく辿り、日本の民族的体質までを明らかにしなくては、さきの転換の根源を真に明らかにすることはできないであろう。そして、この方向に進もうとするとき、必ずずやおこるであろう「体質論に墮するもの」とい

関係は、少なくとも家人型の主従関係とは異質であり、家礼型のそれに当るであろうが、私はこれをすぐに主従制とせず、一応、統治権的な人間支配と規定しておきたい。恐らくこれは、アジアのみならず、西欧をもふくむ広い視野から考えてみなければ、解決し難い問題であり、今後なお、考えてみたい。

②④ 拙稿「中世初期における鎗物師の存在形態」（『名古屋大学日本史論集』上巻、吉川弘文館刊）。

②⑦ 「職人」の集団内部に、本・脇・間人の区別があったことは、このことを前提としたりえて考えるべき問題であろう。

②⑧ 序、註⑬拙稿。

②⑨ 序、註⑯論稿。

う批判に対しては、こうお答えしておきたい。われわれが前においているのは、日本民族の体質そのものを根底的に変革するほどの大きな課題ではなかったのか、と。

諸先学の驥尾に対して、この方面の勉強をはじめながら、多くの先学に対して批判的な言辭を吐く結果になった。非礼を御海容いただければ幸である。また史料の蒐集も十分ではなく、考え過ぎや誤りも少なくなかろうと思う。大方の忌憚のない御批判を切望する次第である。

(一九七五年八月十日稿・十月廿六日補正)

(名古屋大学文学部助教授・)

Sanjo 散所 and *Kyūmenden* 給免田 in the Early Middle Ages

by

Yoshihiko Amino

The *Sanjo* has usually been regarded as the lowly people. Though this view has often been criticized and reconsidered, it still remains a current view. But in the early Middle Ages, *Sanjo-Meshitsugi* 散所召次, *Sanjo-Zōshiki* 散所雑色, *Kayochō* 駕輿丁 were given the same rights of *Kyūmendenbata* 給免田畠 and *Zaike* 在家 that *Ōban-toneri* 大番舎人 was given. And so with *Sanjo-Jinin* 散所神人 or *Sanjo-Hōshi* 散所法師, I think. On one hand these people were engaged in the non-agricultural occupation, but on the other by being granted *Kyūmenden* they were privileged people. Even the people of *Gokenin* 御家人 -class indeed became *Meshitsugi*, *Zōshiki*, *Kayochō*, and so on. So, in the early Middle Ages, the title of *Sanjo* had nothing to do with regarding as the lowly people. These *Kyūmenden*-system and *Myōden* 名田 -system were the two factors of *Shōen-Kōryō* 荘園公領 -system. The former corresponded to the craftsman and the latter the common farmer. Both formed the two great classes resulting from the social division of labour in the Middle Ages, and in this sense the above mentioned people were the craftsmen. Assuming this, we must reconsider the fact that after the late Middle Ages *Sanjo* came to be regarded as a lowly people, in relation to the great change of the social structure.

A Study of the Tax Collection System in the *Okayama* 岡山 Clan

by

Seiji Tanaka

The aim of the article is to clarify concretely how the tax collection system of the *Okayama* clan worked. During its administration of *Harima* 播磨 province and also during its early days in *Okayama* (up to the *Kanbun* 寛文 era), the *Ikeda* 池田 clan adopted the *Domen* 土免